

感染症対策消毒業務に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と、公益財団法人国際医療福祉教育財団（以下「乙」という。）とは、エボラ出血熱、MERS、など様々な感染症が、日本国内への伝染及び拡散したときに、甲からの要請を受けて速やかに消毒業務等を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項及び第29条第2項」の規定に基づき、大阪府から、二次感染等を防ぐため消毒業務等を速やかに実施するよう甲に対して指示があった場合等、甲が行う消毒業務等に対し、乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、必要が生じた場合は、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

- (1) 感染者の家屋及びその備品等についての消毒等の役務の提供
- (2) 上記消毒等の役務の提供に必要な消毒液をはじめとする物品の調達
- (3) その他、必要とする事項

（要請方法）

第3条 甲は、前条に規定する要請をするときは、感染症対策消毒業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力方法）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、第2条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、感染症対策消毒業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を実施日から2週間以内に甲に提出するものとする。ただし、報告書を実施日から2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品の購入費等を含む業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

2 乙が、建築物所有者等の要請により、甲の要請業務の範囲を超える消毒業務を行った場合は、その経費は乙が当該要請を行った所有者等に請求するものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、消毒業務実施時の直前における市場の適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、消毒業務を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏洩してはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義があるときは、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月18日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

市長 千代松 大耕

乙 東京都港区麻布台2-2-1

公益財団法人 国際医療福祉教育財団

理事長 大森 順方